大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学の開設（学部及び学科の開設を除く。）をした場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に 2.0 を、開設２年度目にあつては 1.5 を、開設３年度目にあつては 1.25 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。符号 C から符号 G までにおいて同じ。）

［略］

H　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立短期大学（当該市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学を含む。以下この号において同じ。）の理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科に在学する学生数（3 年制短期大学の開設（学科の開設を除く。）をした場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に 3.0 を、開設２年度目にあつては当該学生数に 1.5 をそれぞれ乗じて得た数とし、２年制短期大学の開設（学科の開設を除く。）をした場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に 2.0 を乗じて得た数とする。符号 I 及び符号 J において同じ。）

［略］

K　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立高等専門学校（当該市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）に在学する学生数

［略］

算式イ

$$\frac{B \times C \times 127}{A}$$

［略］

算式ウ

$$B \times 13.670$$

）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学を開設（学部及び学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に 2.0 を、開設２年度目にあつては 1.5 を、開設３年度目にあつては 1.25 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。符号 C から符号 G までにおいて同じ。）

［同左］

H　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立短期大学（当該市町村が設立団体である地方独立行政法人法第 68 条第１項の公立大学法人の設置する短期大学を含む。以下この号において同じ。）の理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科に在学する学生数（3 年制短期大学を開設（学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に 3.0 を、開設２年度目にあつては当該学生数に 1.5 をそれぞれ乗じて得た数とし、２年制短期大学を開設（学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に 2.0 を乗じて得た数とする。符号 I 及び符号 J において同じ。）

［同左］

K　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立高等専門学校（当該市町村が設立団体である地方独立行政法人法第 68 条第１項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）に在学する学生数

［同左］

算式イ

$$\frac{B \times C \times 117}{A}$$

［同左］

算式ウ

$$B \times 13.432$$